



私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

琉球新報社とOSPの
取り組みはこちら



琉球新報

The Ryukyu Shimpo

2023年(令和5年)

2月20日(月)

[[日2月1日・友引]]

第40954号

■情報提供 098-865-5158 ■購読・配達 0120-39-5069 ■広告申込 0120-43-5059 発行所/琉球新報社 〒900-8525那覇市泉崎1-10-3 電話098-865-5111 ryukyushimpo.jp ©琉球新報社2023年

米兵DV 不本意な司法取引

在沖米海兵隊員だった元夫と基地内に居住している際、首を絞められるなどの家庭内暴力(DV)を受けて基地内の司法機関に告発した本島中部在住の30代女性が19日までに琉球新報の取材に応じ、米司法制度に対する戸惑いや基地内で満足のいく支援を得ることの困難さを語った。

被害の元妻 厳罰望むも

女性からの告発を受け、軍司令官は元夫を不名誉除隊にした上で1年程度服役させる司法取引に合意した。だが女性は、元夫が数年以上、服役することを要望しており、司令官の決定に反発して制度改善を訴える。
(27面に関連)

米軍法会議規則では、司令官は司法取引を合意する権限を有している。また日米地位協定では基地内で発生した米軍人家族に対する犯罪の第一次裁判権は米側が有するとされ、日本の捜査機関が関与するのは難しい。女性は元夫からの暴力によるフラッシュバックに悩まされ、今月医師から心的外傷後ストレス障害(PTSD)の診断を受けた。「死んでいたかもしれないような暴力を受けていたのに、私の意向を無視して司法取引に合意するとは不当だ」と反発した。被害者の気持ちを顧みず、身内の軍人同士で司法手続きが完結する軍法制度に不満を抱いている。女性は2018年2月に海兵隊員だった元夫と県内で知りあい結

日米の制度差に戸惑い、反発

婚した。元夫の所属基地がある米カリフォルニア州に移り住み、妊娠していた頃からDVを受けた。生活費を最低限度しか渡さないといいた経済的暴力も受けた。22年10月に離婚した女性は「当初は自分が受けているのはDVだ」という認識さえもなかった。相談したくても誰に相談していいかわからない。私だけではなく、軍人の夫の暴力に声を上げられない女性が多いはずだ」と話した。

元夫の転勤で19年10月から本島中部の基地に移り住んだ。カウンセリングを受けたことをきっかけに、基地内に対応する「ファミリーアドボカシープログラム」(FAP)にながった。米軍法に詳しい松崎

当初担当だったスタッフは親身に相談に乗ってくれたが、このスタッフが転勤すると支援は滞りがちになったという。暁史弁護士は「米軍が

元夫は基地内住居に帰らなくなり、専業主婦だった女性は子どもとともに金銭的に窮乏した。その際、北谷町利用しやすくする必要がある。被害拡大を未然に防ぐことができる可能性があると指摘した。(梅田正寛)

被害者意向置き去り

基地内DV被害 日米司法違い浮き彫り

基地内DV被害

基地内で元夫から家庭内暴力(DV)を受けた女性のケースからは、日米の法制度の違いや基地内支援機関から十分な支援を受けるにはハードルが高いことが浮き彫りとなった。県は情報のギャップを埋めようと基地内外の支援機関の連携を深める「国際家庭相談ネットワーク構築事業」を実施するが、連携構築はまだ道半ばだ。

(1面に関連)

支援機関連携進まず

米国では自分の罪を認めてもらう司法取引が広く採用されており、一般刑

法でも軍法でも司法取引が日常的に行われる。対象犯罪も指定されていない。今回の女性の事例のように、被害者の意向に

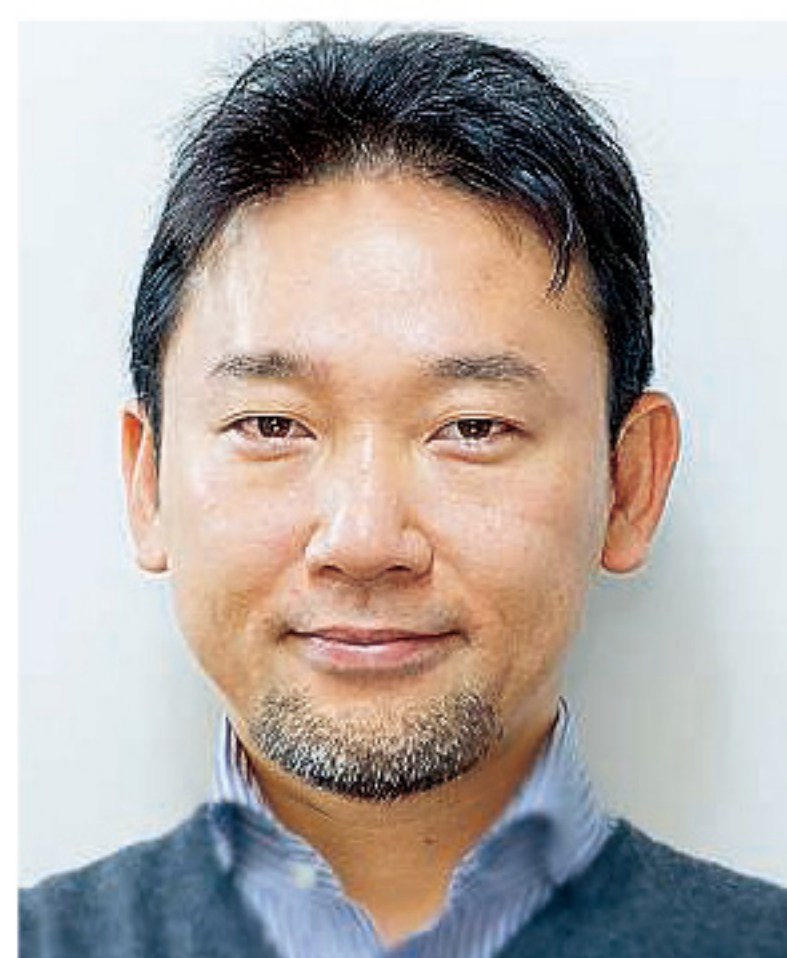
かかわらず合意されることもある。日本では「他人」の犯罪解明に協力する見返りに自分の刑事処分を軽くしてもらう司法取引制度が導入されている。贈収賄や独禁法、薬物・銃器関連など主に組織犯罪を対象とする。

県の調査によると、基地内には海兵隊と空軍そ

支援制度、情報発信強化を

識者談話

松崎 暁史 弁護士



米軍の軍事法廷でも

日米の刑事司法制度は大きく異なる。日本の検察は有罪にできる犯罪に限って起訴する傾向があるが、米国では成立し得る犯罪をなるべく起訴する傾向にある。起訴した犯罪を全て裁判で事実認定すると審理が長期化し、検察も裁判所もリソースが足りなくなる。このため刑事事件の多くで司法取引が行われる。

司法取引は行われている。軍法廷では司令官が司法取引を決定する権限を有する。結果的に被害者の意向に沿わない司法取引が行われる場合もままある。

日本でも司法取引に似た制度が2016年に導入されたが、組織犯罪を主な対象としていて実績が少なく、一般的にはあまりなじみのない制度となっている。米国の司法取引とは大きく異なる。

米軍の軍事法廷でも

引とは大きく異なる。

れぞれにDVや児童虐待などに対応する「ファミリーアドボカシープログラム」(FAP)があるほか、性暴力発生時の被害者支援を行う「性犯罪予防プログラム」(SAPR)が存在する。

県は米側のFAPとSAPRと、児童相談所や性暴力被害者ワンストップ支援センターなどの連携を深めようと、定期的に双方機関を招いた会合を開催。今後、双方の支援機関でメール連絡をすることを合意した。

将来的には基地内でDVを受けた人が基地の外に避難所に保護されたり、基地外で虐待に遭っている子どもがいたら見相で迅速な保護につなげたりする仕組みの構築を目指している。

県青少年・子ども家庭課の担当者は「初めは基地内にどのような支援機関が存在するのかさえも分からなかった。言葉の壁があるので、まずは比較的翻訳が容易なメールでやりとりを始め、連絡形式のフォーマットを決めたい」と述べた。

(梅田正覚)

軍人の家族がDVを受ける

とファミリーアドボカシープログラムという基地内の支援プログラムを利用することができる。ただ、日本人妻の場合には言葉の壁もあって基地内の支援制度にアクセスしづらい事情もある。

基地内の支援制度の情報をきちんと入手できる環境を整っていないのが課題だ。県が基地外と基地内の支援機関の連携を目指して実施する「国際家庭相談ネットワーク構築事業」で情報発信を進めることを期待している。